

高等学校卒業後2年を超えて入学した者（日本人学生）の「家族についての添付書類」は、下表のとおりとなります。

「家族についての添付書類」一覧

添付 書類 №	区分	必要書類	発行所等
1	家族全員 （就学者及び就学前の子を除く）	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの） ・就学者及び就学前の子を除く家族全員分が必要です。（専業主婦、年金受給者、予備校生を含む。） ・市町村に備付の様式がない場合のみ、「様式1 証明願」を使用してください。 ・就学者については、7ページの「参考①」を参照してください。 ・所得証明書に住民税が記載されない自治体の場合は、 非課税・課税証明書を別に添付 してください。	市区町村役所（場）
2	給与所得者	（現在の勤務先に前年の1月以前から勤務している場合） 源泉徴収票（写）（2019年分） （現在の勤務先に前年の1月以降又は本年に就職・転職した場合） 「様式2 年収見込証明書」 ・年収見込証明書の提出が困難な場合は、直近の3ヶ月分の給与明細書（写）を提出してください。なお、給与明細書が提出された場合の年収算定方法については、原則として3ヶ月分給与÷3×15で計算します。ただし、パート、アルバイト等と明らかにわかる場合については、3ヶ月分給与÷3×12で計算します。	勤務先
3	自営業者等 （会社の代表を含む。） 給与以外の所得がある者 （不動産所得・配当所得等）	（前年の1月以前から行っている場合） 確定申告書（一表・二表・収支内訳書）（写）（2019年分） ・ <u>確定申告書等に受付印のあるものが必要です。</u> ・電子申告をした場合は、「申告内容確認書」に「受付結果（受信通知）」または「即時通知」を添付することによって税務署受付印とみなします。 ・受付印が無い場合は、確定申告書の欄外に申告者自身が申告の控えである旨を記入し、押印した上で提出してください。 ・確定申告の収入金額等の欄に給与所得の記載がある場合には、№2の「給与所得者にかかる書類」についても提出してください。 ・確定申告をしていない場合は、市区町村長が発行する市民税申告書（写）等、2019年分の収入金額、必要経費、所得金額が確認できる書類を提出してください。 （前年の1月以降又は本年から事業等を始めた場合） 事業主等の申立書（任意様式） ・最近2、3ヶ月分の収入金額、必要経費、所得金額がわかるもの、申請する月から新たに始める場合は上記の見込金額がわかるものを提出してください。	税務署 市区町村役所（場） 事業主等

4	無職・無収入者 (専業主婦・就学者を除く18歳以上で就労可能な者)	「様式3 無職・無収入申立(証明)書」 予備校生等についても必要です。 証明者は就学者以外としてください。	親族等
5	退職者 (2019.9.1以降に退職した場合)	「様式4 退職等の証明書」 No.4及びNo.6の区分に該当していないか併せて確認してください。 ※提出できない場合は、勤務を継続しているものとみなし、年収算定に加算します。	退職前の勤務先
6	雇用保険受給資格者 (予定を含む。)	雇用保険受給資格者証(全ページの写し)	公共職業安定所 (ハローワーク)
7	年金受給者 (老齢・障害・遺族等)	公的年金等の源泉徴収票(写)又は年金額改定通知書(写) 又は年金振込通知書(写)等、最新の受給金額のわかるもの <u>※複数受給されている場合はすべて提出してください。</u>	市区町村役所 年金事務所等
8	傷病手当金受給者	傷病手当金支給決定通知書(写)等、受給金額のわかるもの	勤務先 年金事務所
9	生活保護受給者	保護決定通知書(写)等、最新の受給額がわかるもの	市区町村役所
10	臨時所得 (2019.10.1以降に取得したもの)	保険金支払証明書(写)等、所得額等がわかるもの	保険会社等
11	児童扶養手当 (母子・父子家庭の者等)	児童扶養手当受給関係通知(写)又は振込通知書(写)等、最新の受給額がわかるもの	福祉事務所 都道府県
12	就学者 (本人、小・中学生を除く)	「様式5 在学状況及び授業料免除状況証明書」 (国立大学のみ) 国立大学以外の学校については、学校指定の「在学証明書」を提出してください。	各学校
13	障がい者	障害者手帳(写)等	市区町村役所
14	長期療養者 (6か月以上療養中又は6か月以上の療養を必要とする場合)	「様式6 長期療養に係る医療費控除金額内訳書」(提出任意) 診断書(写)、医療費等領収書(写)、健康保険による医療給付(還付)の支払明細書等を添付すること。(提出任意) ※領収書等がないものは認定されません。	学生本人等 医療機関
15	単身赴任者 (主たる家計支持者が単身赴任している場合)	「様式7 学資負担者別居(単身赴任等)に係る経費控除金額申立書」(提出任意) 赴任先での最近1年以内の住居費、水道光熱費等の領収書(写)を貼付すること。 ※領収書等がないものは認定されません。	家計支持者等
16	学資負担者の死亡、離別、失職、退職、病気、事故等による家計急変があった (納付期限前1年以内)	「様式8 家計急変についての事情書」(提出任意) 家計急変の事由ごとに定められた書類を添付すること。	学生本人等 勤務先 市区町村役所

17	本人または学資負担者が風水害被害を受けた (納付期限前1年以内)	被災証明書(罹災証明書)、被害額・補填額を 確認できる書類、所得税の確定申告(写)	消防署 市区町村役所 保険会社等
18	申請者が勤労学生かつ 家計支持者の場合 (夜間主コース学生・ 大学院の社会人学生に 限る。)	所得証明書、源泉徴収票・確定申告書等所得に関する証明書 (写)、本人の健康保険証(写)、世帯全員の住民票	勤務先 市区町村役所
19	父母ともに収入がなく、預・貯金を切り崩して生活している場合	生活費の出し入れに使用している預貯金通帳(口座名義人と直近3ヶ月分の記帳部分)(写)	家計支持者等
20	2年次以上の学生	研究指導教員または履修指導教員の推薦書(任意) ※教員の推薦により、 <u>授業料免除を受けることで成績が好転 する可能性が高いと認められる者については、学力基準が 緩和される場合があります。</u> 詳細は、最終頁の「学力基準」2項をご覧ください。	各教員
21	その他	必要に応じて、大学が指示する書類	

※「児童手当」については、給付対象児童が世帯に含まれることを以て、給付額を世帯年収に加算しますので、証明書類等を提出する必要ありません。